

○阿波市大規模災害時における暫定契約事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿波市内に大規模な災害が発生した場合に、阿波市が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、受注工事の人員や資機材の確保に要する資金の円滑な調達を支援するため、受注者の意向に応じて迅速に前払金を支払うことを目的として締結する暫定契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 市長が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生による阿波市内における生活機能や社会維持機能が損なわれる甚大な被害を認める場合に暫定契約を締結する。

(対象)

第3条 暫定契約の対象となる工事は、大規模災害発生直後から一定期間の道路啓開、がれき撤去、孤立集落の解消のための橋りょう復旧等、緊急度が極めて高い公共土木施設の応急復旧工事とする。

(発注方法)

第4条 工事担当者は、被害の最小化及び至急の原状復旧の観点から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約（以下「5号随意契約」という。）の方法を検討し、阿波市建設工事請負業者選定要綱（平成17年阿波市告示第12号）第8条第1項に規定する建設工事審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。ただし、これにより難しい場合は、別の方法によることができる。

(請負業者の選定)

第5条 工事担当者は、「災害時の応急措置に関する協定書」に記載のある建設業者であること、被災状況、地域精通性、施工体制、施工能力、施工実績等を総合的に考慮して請負業者を選定し、委員会に諮るものとする。ただし、これにより難しい場合は、別の方法によることができる。

(予定価格調書の省略)

第6条 5号随意契約の方法による場合は、阿波市財務規則（平成17年阿波市規則第37号）第115条ただし書の規定により、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(見積書徴取の省略)

第7条 5号随意契約の方法による場合は、阿波市財務規則第116条ただし書の規定により、見積書の徴取を省略することができる。

(契約内容)

第8条 大規模災害発生後、速やかに契約を締結するものであるため、工事担当者は、工法、数量、設計金額、工期等については、概要及び概算にて発注する。

2 暫定契約とする期間（以下「暫定期間」という。）は、当初契約から第11条に規定する変更契約が締結されるまでとする。

3 暫定期間においては、「請負代金額」は「概算請負代金額」、「工期」は「暫定工期」とする。

4 工事担当者は、暫定契約書の一部となる現場説明書を省略することができ、暫定期間においては、設計図書等は概要版とすることができる。

5 受注者は、暫定期間においては、阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則（令和2年阿波市規則第8号。以下「約款」という。）第3条第1項に規定する工程表の提出を省略できるものとする。

（契約方法）

第9条 工事担当者及び受注者は、工事請負契約書に「当初において暫定契約とする特約条項」（別記様式）を付記して契約を締結する。

2 契約保証金については、阿波市財務規則第120条第7項第7号の規定により、全部の納付を免除する。

（前金払）

第10条 工事担当者は、約款第35条第1項第2号の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証が付されている場合は、前金払をすることができる。

（変更契約）

第11条 暫定契約を締結した工事については、工事担当者を受注者とができるだけ速やかに現場状況の把握に努めるものとする。

2 工事担当者は、概要版である設計図書等の内容を補完し、変更内容について、受注者と十分に協議を行った上で、約款第19条の規定に基づき、工事内容、請負代金額、工期等について変更契約を締結する。

3 工事担当者は、前項の変更契約を締結するときは、阿波市財務規則第115条の規定により、予定価格を決定し、当該予定価格を記載した書面を作成する。

4 工事担当者は、第2項の変更契約を締結するときは、阿波市財務規則第116条の規定により、受注者から見積書を徴取する。

5 請負率については、第2項に規定する変更契約を締結する際に、前項の見積書により算定し、以後の変更契約においては、当該請負率を適用する。

6 第9条第2項の規定は、変更契約に係る契約保証金について準用する。

7 工事担当者は、変更契約締結後、約款第3条第1項の規定に基づき、受注者に対し工程表の提出を求めるものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、暫定契約に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

当初において暫定契約とする特約条項

- 1 本契約は、大規模災害時の応急復旧工事の初期活動を円滑に実施するため、当初は暫定契約として締結する。
- 2 暫定契約とする期間は、当初契約から変更契約までとする。
- 3 暫定期間においては、工法、数量、請負代金額、工期等は概要及び概算とし、工事請負契約書及び阿波市公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定工期」と読み替えるものとする。
- 4 暫定期間においては、設計図書等は概要版とする。
- 5 発注者は、現場説明書を省略できるものとする。
- 6 受注者は、暫定期間においては、約款第3条第1項に規定する工程表の提出を省略できるものとする。
- 7 受発注者は速やかに現地状況の把握に努め、発注者は概要版である設計図書等の内容を補完し、受発注者間で変更内容について十分協議を行った上で、変更契約を締結する。
- 8 請負率については、1回目の変更契約を締結する際に徴取した見積書により算定し、以後の変更契約においては、当該請負率を適用する。
- 9 本契約及び変更契約の契約保証金については、全部の納付を免除する。